

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年1月受付分）

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のために>

○丸本 哲之様（田端町） 30,000円

### <故人が生前お世話になったため>

○秋山 虎男様（高栄西町） 300,000円

○渡部 みわ子様（花園町） 20,000円

○加藤 正徳様（端野町） 30,000円

○阿部 秀子様（端野町） 20,000円

○高橋 啓司様（端野町） 30,000円

○高橋 カヨ様（端野町） 50,000円

○瀧澤 隆幸様（端野町） 10,000円

○川井 一好様（留辺薬町） 10,000円

○澤山 修子様（留辺薬町） 30,000円

○渡辺 正男様（留辺薬町） 10,000円